

法律まめ知識



損害賠償請求



ある日、先生あてに損害賠償を求める連絡が・・・

“ 損害賠償 ”

賠償責任の発生原因として最も重要なものは、債務不履行責任と不法行為責任とされています。

① 債務不履行責任

売買等の契約において債務者がその義務を果たせなかったために生じる責任です。履行遅滞・履行不能・不完全履行の3つに分類されます。このうちの不完全履行とは、建築請負契約のように、欠陥の無い完成品を引き渡さなければならぬのに、欠陥住宅を引き渡したような場合や、売買の目的物に欠陥や数量不足があったような場合です。現実には施術家（治療院）が利用者と施術に関する契約することはまれなので債務不履行責任が問題になることはありません。

② 不法行為責任

故意または過失によって他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせたことに基づく責任のことです。債務不履行責任と異なり、加害者と被害者の間に契約に基づく関係がないことが特徴といえます。

不法行為責任が認められるには以下の4つが必要です。

1. 加害者に故意または過失が認められること
2. 他人の権利ないし利益を違法に侵害したこと
3. その行為により損害が生じたこと（因果関係）
4. 加害者に責任能力が認められること

このように施術家や治療院にとって損害賠償が発生するのは過失が原因による②不法行為責任に限られます。

“ 不法行為責任 ”

民法 709 条で「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」とされており、故意・過失いずれかの行為によって損害を発生させたときには損害賠償義務が発生します。

しかし不法行為責任が認められる要件の1～3の項目については被害者（利用者）の側が主張し、裏付ける証拠を損害賠償請求時に提出しなければなりません。被害者が主張、立証ができなければ加害者（施術家）の不法行為責任は認められないこととなります。

これは言いがかりや愉快犯的なクレームに対しては対処・処置として利用できるものですが、施術が原因であることが明らかの場合も被害者（利用者）へ書類の提出をお願いしなければなりません。

「怪我させられた上にそんなことまでさせるのか」と被害者からお叱りを受けるケースもありますので十分な説明が必要です。

損害賠償の支払い義務は、通常直接の加害者に請求されますが、直接の加害者でない者が損害賠償請求を受ける場合もあります。

治療院の従業員が、施術中にケガを負わせた場合の経営者がそれにあたります。

利用者にケガを負わせた場合には、通常、話し合いからはじめます。相手方の請求内容を確認し、それを立証できる資料を提出してもらった上で、示談金を提示し交渉を進めます。「示談」が成立したら、「示談書」を作成するのが賢明です。

万が一、訴訟に持ち込まれ、その請求金額が不服であれば応訴しなければなりません。納得できないからといって裁判所からの連絡を無視することは「その内容を承諾した」とみなされるため請求金額全額を支払う義務が生じてしまいます。

Attention

被害者（利用者）に対し書類提出の責任を押し付けるだけでは解決にはつながりません。JHAでは施術事故を起こしてしまった会員に対し、負うべき損害賠償の明確化のための対応法や不当な請求を受けないための対処法をアドバイスさせていただいております。

☺ JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ☺

【JHA日本治療協会が提供する主な福利厚生】

・無料相談（アドバイス）・手技療法に関する情報提供・当会ホームページへの求人情報の無料掲載・賠償責任保険の適用

国家資格者

会員種別
正会員A 準会員

すべての手技療法家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間資格者

会員種別
正会員B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問合せ下さい】

JHA

有限責任
中間法人

日本治療協会

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

TEL:03(5289)8171

FAX:03(5289)8173

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

FAX 受付: 24 時間年中無休

郵送先 〒101-8691 東京都神田郵便局 私書箱46号

E-mail: info@jha-shugi.jp